

亘理町復興推進計画

令和6年6月27日
宮城県亘理町

1. 計画の区域 亘理町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国、観測史上最大規模の地震であり、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本町においても、震度6弱を記録し、この地震により町民306名の尊い命が奪われ、6,221棟を超える住宅などの全半壊・一部損壊を被るとともに、町の公共施設や道路・河川、海岸など社会インフラ、農水産業施設などを含め、3,353億円（推計）を超える被害が生じたところである。

また、本町における基幹産業である製造業においては、震災からの時間の経過とともに新規参入、事業の回復・拡大等により幾分活気を取り戻しつつあるものの、従業員数は震災前と比べて623人、割合にして19.4%減少（※2022年経済構造実態調査）するなど依然として深刻な状況が続いており、新たな企業誘致に併せ、既に立地している企業の設備投資等を後押しすることで成長を促進し、雇用水準を早期に震災前の水準に回復させることが必要不可欠である。

これらの状況を踏まえ、本計画においては本町経済の迅速な復興並びに産業の活力再生及び高度化を目指し、中核的な産業を担う企業の復興に向けた支援を進めることにより、被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町における雇用継続及び新規雇用創出を図るため、地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するゴム製品製造業について、本社工場の新設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に工場を新設する弘進リトレッド株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本町復興産業集積区域においてゴム製品の製造を目的とした製

造工場（以下「当該施設」という。）の新設にあたり必要な資金を、対象事業者に対して金融機関が貸し付ける事業。

- ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

町内の製造業全体に占めるゴム製品製造業は、従業者数ベースで9位の中核的産業であり、対象事業者が実施する当該施設の新設は、本町の中核的な産業の高度化に資するものとなる。

また、7名の新規雇用創出が図られ、本町のゴム製品製造業の従業員数の約56%を占めることから、本町の当該産業において果たす役割として中核的なものであり、震災により喪失した雇用の回復に資するものである。

したがって、当該施設の新設は、目標に掲げた「被災者の雇用継続及び新規雇用創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が実施する当該施設の新設は、本町の中核的産業であるゴム製品製造業の高度化に資するとともに、7名の新規雇用創出を予定している。

このため、当該計画の実施により、被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図るとともに、地域経済の活力の再生に資するものであり、本町における復興の円滑かつ迅速な推進に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見聴取を行った。

また、亘理町、対象事業者、株式会社常陽銀行を構成員とする亘理町復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項に基づく協議を行った。